

(原本)

- ④ 社会保険料、生命保険料、個人年金保険料、地震保険料、国民年金保険料、国民健康保険税、介護保険料などの払込証明書

農業所得の申告省略を選択した方へ

平成18年11月に行った「農業所得に関するお尋ね」で「所得はありません」または「農業所得は0円として申告します」を選択された方も、平成22年中の農業収入が経費金額を超える場合は「収支計算による申告」が必要となりますのでご注意ください。なお、昨年1年間の収入金額から必要経費(支出金額)を差し引いた残額が所得金額になりますので、収入・支出それぞれを集計のうえ申告してください。

その他

- 医療費控除の申告をされる方や事業・農業所得などを申告される方は、金額や収支の内訳などの集計を事前に済ませてお越しください。
- 「市民税・県民税申告書」が必要な方は郵送しますのでご連絡ください(申告会場にも申告書は用意しています)。

○ 期限間近になると大変混雑しますので、早めの申告をお願いします。

▼ 市民税・県民税についての問い合わせ  
税務課市民税担当(内線231・232)

税務署からのお知らせ  
所得税および消費税の確定申告をする方へ

所得税の確定申告とは

所得税の確定申告は、1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得と、その所得に対する所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金などの過不足額を精算する手続きです。

消費税の確定申告とは

前々年の課税売上高が1千万円を超える個人事業者の方は、消費税の納税義務者(課税事業者)となり、翌年の3月末日までに確定申告書を提出することとなります(平成22年分消費税の確定申告については、平成20年の課税売上高で判断します)。

平成22年分の所得税および消費税の確定申告

行田税務署では、平成22年分の所得税の確定申告の相談および申告書の受け付けを、3月15日(火)まで、消費税については3月31日(木)まで行います。

なお、「青色申告決算書の作成」「収支内訳書の作成」「医療費控除の領収書の集計」などは、事前に準備してください。

また、期限間近になると大変混雑しますので、早めの申告をお願いします。  
※行田税務署は駐車場が限られています

ので、車での来署はご遠慮ください。

納税は口座振替・還付金は口座振込で

納税は、安全・便利・確実な振替納税の利用をお勧めします。また、還付金の受け取りは、銀行口座への振り込みが便利です。なお、振替納税および還付金の受取口座は、本人名義の口座に限られます。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」のご利用を

「確定申告書等作成コーナー」の画面案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、所得税や消費税の申告書、青色申告決算書、収支内訳書などが作成できます。

また、電子申告(e-tax)の事前準備がお済みの方は、作成した申告書などのデータを自宅から税務署に送信できます。

お知らせはがき(通知書)の送付

平成21年分の所得税・消費税確定申告書を税務署のパソコンを利用して申告した方、国税庁のホームページを利用して書面出力により申告した方、青色申告会を通じ派遣税理士による代理送信で申告した方は、申告書などが送付されない代わりに「利用者識別番号」や「予定納税

e-Taxは便利!

- ① 国税庁ホームページから電子申告
- ② 最高5,000円の税額控除
- ③ 添付書類を提出省略
- ④ 還付金がスピーディー

詳しくは、[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp) で検索

日曜日の相談について

お知らせはがきが届いた方で、確定申告相談会場などにて申告書を作成・提出される場合は、必ずこのはがきを持参してください。

行田税務署では、今年の確定申告期間中、2月20日・27日の日曜日に限り、熊谷税務署と合同で確定申告書用紙の配布、申告相談、確定申告書の受け付けおよび納付相談を行います(現金納付の窓口業務は行いません)。なお、この2日間の申告相談などの会場は熊谷税務署となり、行田税務署での業務は行いませんのでご注意ください。

※駐車場がありませんので公共交通機関をご利用ください。

問い合わせ

行田税務署 ☎556-2221(自動音声案内)